

令和2年度
ナイトコンテンツ造成支援事業補助金
募集要領

ナイトコンテンツ造成支援事業は、国の地方創生推進交付金を活用しているため、
県の監査はもとより、会計検査院による会計検査が実施されます。
適切な経理処理を実施してください。

令和2年3月
令和2年4月23日一部改正
香川県交流推進部観光振興課

1 事業趣旨

ナイトコンテンツ造成支援事業は、本県における夜型の観光コンテンツの造成を促進し、県内外の観光客の誘致と滞在時間の拡大による県経済の活性化を図るため、瀬戸内海やアート、自然、歴史、文化、食など本県の豊かな地域資源を活用した、本県の夜の魅力を体験できる事業に対し、その実施に要する経費の一部を補助するものです。

本事業を通じて、県内外の観光客が本県の夜の魅力を体験し、県民や地域に愛される夜型の観光コンテンツが企画・実施され、本県を代表するものとして定着することを期待しています。

2 募集対象者

- ◆ 次のいずれかに該当する団体とします。

- 県内市町
- 県内地域の観光振興を目的として設立され、運営している市町の観光協会等
- 県内市町と連携（※）して事業を実施する任意団体（定款、規則、会則等を有している団体に限ります。）

（※）「連携」とは、以下（ア）又は（イ）のいずれかに該当することを意味します。

- （ア）任意団体を構成する団体に、県内市町が含まれている。
- （イ）県内市町の後援・協賛などの協力を受けている（受ける予定である）。

- 県内に事業所を持つ法人もしくは県内に事業所を持つ複数の法人が共同して設立する団体

- ◆ ただし、次のいずれかに該当する団体は対象外です。

- 構成員や従業員等が香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」と言います。）第5条の2各号のいずれかに該当する団体
- 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体
- 香川県税等を滞納している団体

3 募集事業

- ◆ 瀬戸内海やアート、自然、歴史、文化、食など本県の豊かな地域資源を活用した、県内外の観光客が本県の夜の魅力を体験できる事業で、次に掲げる要件をすべて備えている事業とします。ただし、旅行商品については、対象外とします。

- 開催時間が、日没の時間帯を含むもの。
- 補助事業を実施する年度内において、開催日数が、延べ6日間以上のもの。
- 補助事業に取組む目的及びナイトコンテンツの主なターゲット層が明確になっているもの。
- 補助事業終了後の翌年度以降3年間、継続して事業を実施するための計画を策定しているもの。
- 集客を図るための広報や交通アクセスの利便性を確保するための計画を策定しているもの。
- 広く一般の方が参加できる内容、場所等となっているもの。

- ・ 県内・県外の観光客それぞれの集客目標を設定し、その測定の方法を定めているもの。
 - ・ 参加者の安全対策を講じているもの。
 - ・ 宗教活動又は政治活動を目的とするものではないもの。
 - ・ 他に国又は県からの補助を受けていない（受ける予定がない）もの。
 - ・ 公序良俗に反しないもの。
- ◆ 本事業は、令和2年度予算による事業であり、令和3年2月28日までに終了する事業が補助対象になります。

4 応募方法

- ◆ 応募申込書の提出方法
 - ・ 応募しようとする方は、応募申込書（様式1）及び次表【提出書類一覧】記載の該当する書類（以下「応募申込書等」と言います。）を香川県交流推進部観光振興課に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。
(受付期間) 令和2年3月4日（水）から令和2年4月27日（月）12:00まで
(土・日曜日、祝日を除く。)
 - ・ 提出する書類は補助対象者の区分ごとに異なりますので、ナイトコンテンツ造成支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」と言います。）第3条を参照のうえ、次表【提出書類一覧】を御確認ください。

【提出書類一覧】 (○は必ず提出。△は該当する場合に提出してください。)

提出書類	補助対象者区分 (要綱第3条第1号~第4号)				提出部数
	第1号	第2号	第3号	第4号	
応募申込書（様式1及び別紙1・2・3）（※1）	○	○	○	○	原本1部 写し11部
応募事業の審査を受ける上で必要だと考えられる書類（※2）	△	△	△	△	原本1部 写し11部
誓約書（様式第1別紙4）	○	○	○	○	1部
ナイトコンテンツ造成支援事業応募申込書 チェックシート	○	○	○	○	1部
団体のこれまでの取組実績が分かる資料 (画像、チラシ等を含む。)	○	○	○	○	1部
団体の定款、規則、会則等	—	○	○	○	1部
団体の直近3事業年度分の決算状況を明らかにする書類（貸借対照表、損益計算書等）	—	○	○	○	1部
香川県税に未納がない証明書（※3）（※4）	—	○	△	○	1部
登記事項証明書（※3）	—	△	△	○	1部
県内市町の後援・協賛などの協力を受けている (受け予定である) ことが分かる資料	—	△	○	△	1部

※1 様式第1別紙3は、応募事業が団体として既に実施しているものである場合のみ提出してください。

応募事業が団体として新たに取り組むものである場合、提出は不要です。

※2 応募事業の審査を受ける上で必要だと考えられる書類とは、応募団体の概要、応募事業の会場周辺の地図や写真、イベントの雰囲気が分かる写真、補助事業実施までのスケジュール、チラシやポスターの送付先一覧などが考えられます。

※3 応募申込書等提出期日前3か月以内の日付のものに限ります。

写しでもかまいません。

県内に事業所を持つ複数の法人が共同して設立する団体として応募する場合、複数の法人分を提出してください。

※4 「納税証明書 県の行う入札参加資格審査等申請用」を提出してください。

- 応募申込書の写しはナイトコンテンツ造成支援事業審査委員会（以下「審査委員会」と言います。）の各委員に配布します。

◆ 応募上の注意

- 応募申込書の事業計画書の事業内容は、「事業計画書に反映させる要件」(別紙1)を反映させる必要がありますので、十分御留意ください。
- 一団体が応募できる事業数に制限はありません。
- 同一事業について、複数の団体から応募することはできません。
- 提出された書類は返却しません。
- 書類等の作成、送付等に係る費用は応募団体の負担となります。

- 書類を郵送する場合には、簡易書留や特定記録などを利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法によってお送りください。なお、「FAX」による提出はできません。

◆ 提出先及び問合せ先（事務局）

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県庁東館5階

香川県交流推進部観光振興課 観光地・おもてなしグループ

TEL：087-832-3360 FAX：087-835-5210

E-mail : kanko@pref.kagawa.lg.jp

5 補助内容

◆ 補助金額等

- 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とします。
- 補助金額の上限は、次表に記載している区分ごととします。
- 算出した補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。

区分	内容	補助率	補助上限額
新規事業	補助申請団体として新たに取り組むもの、又は補助申請団体が既に実施している事業内容の大半を見直し、かつ日程を大幅に拡充するもの。	1／2 以内	200万円
プラスアップ事業	補助申請団体が既に実施している事業内容について、一部見直したり、新たな内容を追加するもの、又は日程を拡充するもの。	1／2 以内	100万円

※ 既に実施している事業であっても、事業内容の大半を見直し、かつ日程を大幅に拡充する事業であると応募団体が判断する場合、「新規事業」区分として応募することが可能です。ただし、県において、応募事業が「新規事業」区分に認められない場合、「プラスアップ事業」区分として受け付ける可能性があります。

このため、既に実施している事業を「新規事業」区分として応募しても、「プラスアップ事業」区分として判断された場合、補助申請を行うかどうかについての意思表示を、応募申込書の事業計画書に記載してください。

◆ 補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

区分	主な内容
賃金	会場設営、安全確保、受付け等に必要な臨時的に雇用したアルバイト等の賃金
謝金	出演者、通訳等への謝金等
旅費	出演者、通訳等の移動に要する運賃等 ※県の支給基準を上回る場合、減額する場合があります。
消耗品費※1	取得価格が5万円（税込）未満の物品で、事務用品等の消耗品の購入費
印刷製本費	プログラム、チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費
通信・運搬費	郵便代や運送料等
広告料	新聞、雑誌、駅貼り、宣伝デザイン料等の広告費、案内・広報用の看板費等
保険料	ボランティア保険、イベント開催時の保険料等
委託料	警備等、必要かつ専門性の高い業務に関して外部に委託する経費
使用料・賃借料	会場使用料、マイク等の付帯設備使用料、機材・器具等の借上料、バス借上料等
備品購入費※2	取得価格が5万円（税込）以上の機材購入費
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

※1 「消耗品」

一度の使用でその効用を失うもの及び数会計年度にわたり使用される物品で、備品の程度にいたらないものをいう。

※2 「備品」

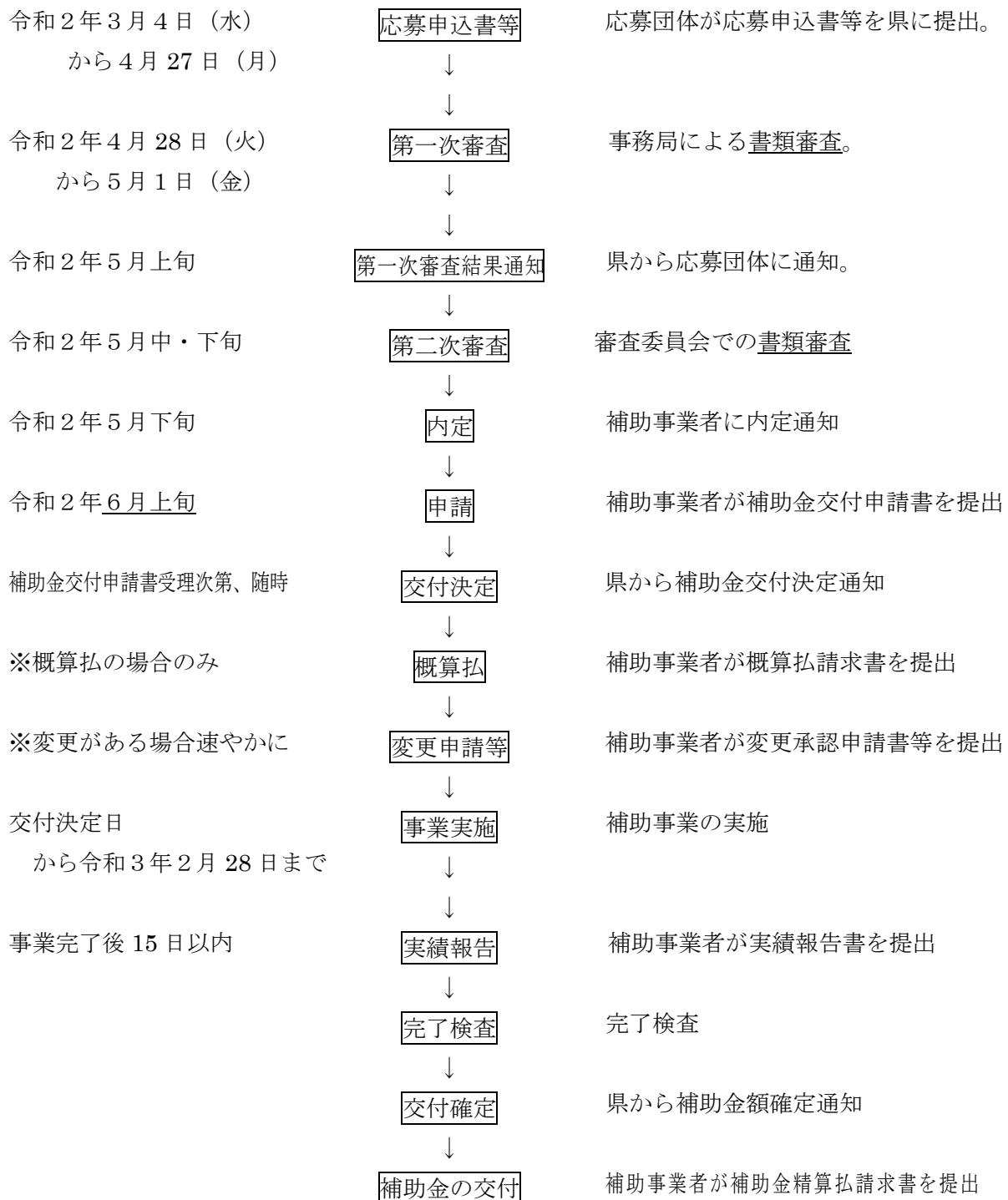
その性質、形状を変えることなく比較的長期間使用に耐えるもの及びその性質は消耗品に属するものであっても、長期間保存を要するものをいう。

◆ 補助対象外経費

下記経費とし、補助事業の実施に直接必要な経費と明確に区分できないものは、すべて補助対象外経費とします。

- ・ 補助事業者の団体運営のための経常的経費（事務所経費、事務職員への給与・謝金・旅費、事務用品購入費、電話代、郵送代等）
- ・ 食糧費
- ・ 用途の特定が困難な経費（電気代、ガソリン代、タクシー料金、駐車場料金等）
- ・ その他補助事業に直接関連していない経費（雑費、諸経費、活動経費等）

6 補助金交付の流れ



7 選考方法

◆ 第一次審査

- 令和2年4月28日（火）から5月1日（金）までの期間において、事務局（香川県交流推進部観光振興課）職員が応募事業について書類審査を行います。
提出書類のうち、不明な点等については、隨時電話等で確認いたします。
- 第一次審査の結果は、令和2年5月上旬に通知いたします。
- 第一次審査の結果、本事業の補助対象事業に該当すると判断した応募事業については、第二次審査を行う審査委員会の審査を受けることになります。

◆ 第二次審査

- 第二次審査は、審査委員会において書類審査により内容を審査します。
- 審査委員からの質問については事務局で取りまとめたうえで送付いたしますので、別途指定する期日までに回答してください。
- 審査委員会は、応募事業の採択優先順位を決定し、県にその意見を具申します。

◆ 最終決定

県は、審査委員会からの意見を踏まえ、補助対象事業を決定します。

◆ 審査項目

第一次審査については別紙2を、第二次審査については別紙3をご覧ください。

◆ 留意事項

- 必要に応じて審査期間中に、事業計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることがあります。
- 既に実施している事業を、「新規事業」区分として応募した場合、応募事業が「新規事業」区分か「ブラッシュアップ事業」区分のどちらに該当するのかについては、以下①から③までの順序で審査を行い、決定します。
 - 第一次審査において、事務局は、応募事業が「新規事業」区分か「ブラッシュアップ事業」区分のどちらに該当するのかについて審査し、審査委員会にその意見を具申します。
 - 第二次審査において、審査委員会は、第一次審査の意見及び書類審査等を踏まえて、応募事業が「新規事業」区分か「ブラッシュアップ事業」区分のどちらに該当するのかについての意見を、県に具申します。
 - 県は、審査委員会の意見を踏まえて、応募事業が「新規事業」区分か「ブラッシュアップ事業」区分のどちらに該当するのかを決定します。
- その他、本募集要領に掲らないものについては、別途審査委員会で決定するものとします。

8 交付申請

補助対象事業であると判断された事業を実施する応募団体に対して、内定の通知をします。

内定の通知を受けた団体は、要綱の補助金交付申請書（様式第2）に知事が必要と認める書類を添えて別途指定する日までに、提出してください。

交付決定の対象となった事業については、県からの交付決定通知後に実施してください。

9 交付決定

県は、提出された要綱の補助金交付申請書の内容を審査し、適切であると認めるときは、補助金の交付決定額を確定し、要綱の交付決定通知書（様式第3）により正式に通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、御留意ください。

なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり、補助金支払額を約束するものではありません。また、補助対象経費が当初の予定を超えた場合にあっても、補助金交付決定額を増額することはできません。

（注意事項）

- ・ 県内市町と連携して実施する補助事業については、県内市町との連携が交付申請時までに確定していない場合、確定次第速やかに、確定したという証拠書類（県内市町からの後援決定通知書の写し等）を県に提出し、報告してください。もし、補助事業の実施までに県内市町との連携が確定しなければ、本事業の交付決定は無効とします。

10 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、その日から15日を経過した日までに、要綱の実績報告書（様式第7）に知事が必要と認める書類を添えて提出していただきます。実施した事業内容の検査と経費内容の確認により、交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いをいたします。

（注意事項）

- ・ 実績報告書提出時には、事業の詳細が分かる書類、見積書・発注書・契約書・納品書・領収書等支出の証拠を示す書類、写真、成果報告物等の添付が必要となります。
- ・ なお、知事が特に必要と認めるときは、補助金の概算払いをすることができます。

11 交付決定後の注意事項

◆ 補助事業の内容等

交付決定後、**補助事業の内容等を変更しようとする場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合等には、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。**ただし、知事が別に定める軽微な変更にあっては、この限りではありません。

- 交付決定の変更等の手続き（要綱第13条）

当初の事業内容との同一性が認められる範囲内の内容の変更であるか否か。	補助対象経費の合計額の増減	提出書類
同一性が認められる範囲内の内容の変更である。	20%以内の額の増減（増減なし含む。）	実績報告書
	20%を超える額の増減	変更承認申請書
同一性が認められる範囲内の内容の変更ではない。	—	変更承認申請書

◆ 状況報告

補助事業期間中において、知事の要求があった場合には、速やかに補助事業の遂行及び収支の状況を報告しなければなりません。

◆ 補助事業遅延等の報告

補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに要綱の補助事業遅延等報告書（様式第6）を提出し、県の指示を受けてください。

◆ 補助金の経理等

補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定の通知を受けた日の属する会計年度が終了する日から**5年間**、保存しなければなりません。

◆ 財産の管理及び処分制限

補助事業により取得した財産については、本事業が国の地方創生交付金を財源としていることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）に基づき、善良な管理者の注意をもって適切に管理してください。また、知事の承認を受けないで、取得財産の処分等をしてはいけません。

◆ 交付決定の取消し

交付決定後に、次のいずれかに該当する場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- 法令、要綱若しくは規則又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。
- 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- 補助事業を遂行する見込みがなくなったとき。

事業計画書に反映させる要件

項目	要件
①企画内容	<p>【新たに取り組む事業の場合】</p> <p>◆独自性が高く、新しい発想を取り入れることなどにより、県内外の観光客の誘致と滞在時間の拡大につながるものになっていること。</p> <p>【既に実施している事業の場合】</p> <p>◆内容を一部見直したり、新たな内容を追加したり、又は日程を拡充したりすることにより、一層、県内外の観光客の誘致と滞在時間の拡大につながるものになっていること。</p> <p>◆瀬戸内海やアート、自然、歴史、文化、食など本県の豊かな地域資源を活用した、県内外の観光客が本県の夜の魅力を体験できるイベントになっていること。</p> <p>◆香川県等が実施する観光誘客キャンペーン（実施期間：令和2年10月～令和3年3月）と連携できるようになっていること。</p> <p>◆広く一般の方が参加できる内容、場所等となっていること。</p> <p>◆地元事業者との連携等により、会場周辺の商店街への誘客など、相乗効果や波及効果が見込めるようになっていること。</p> <p>◆補助事業に取組む目的及びナイトコンテンツの主なターゲット層が明確になっていること。</p>
②人員・組織体制	◆人員・組織体制、業務実績等から判断して、事業の実施に必要な全ての業務が、円滑かつ適切に行われる内容となっていること。
③安全対策	<p>◆イベント会場及びその周辺の安全対策が万全であること。</p> <p>◆参加者の傷害等、問題発生時の対策が万全であること。</p>
④誘客計画	<p>◆県内・県外の観光客それぞれについて、高い集客目標を掲げていること。</p> <p>◆県内・県外の観光客それぞれの来場人数の測定方法は、現実的かつ具体的であること。</p> <p>◆様々な広報媒体を活用し、パブリシティ効果も期待できるような、より現実的かつ効果的な広報手段をとっていること。</p> <p>◆交通アクセスの利便性を確保するための計画は、広い地域からの集客が期待でき、現実的かつ具体的であること。</p> <p>◆宿泊客に対する広報及び誘客の計画は、現実的かつ具体的であること。</p>
⑤県外（外国人）観光客対策	◆県外（外国人）観光客への広報、誘客活動及び受入体制の計画は、現実的かつ具体的であること。
⑥事業継続計画	<p>◆補助事業終了後の翌年度以降3年間、県からの補助を受けずに、継続して事業を実施するための計画は、現実的かつ具体的な計画であること。</p> <p>◆参加者へのアンケートを実施し、事業の検証を行うことについて、現実的かつ具体的であること。</p>
⑦経費	<p>◆事業内容に対して、妥当な経費が示されていること。</p> <p>◆資金計画は現実的で適切であること。</p>

ナイトコンテンツ造成支援事業審査項目（第一次審査）

事務局は、①「補助対象者」、②「補助対象事業」、③「補助事業区分」、④「事業内容」の4項目について、①、②及び④については、該当するか（妥当であるか）否かの審査を行い、③については、意見を付して、その審査結果をナイトコンテンツ造成支援事業審査委員会に具申する。

審査 項目	審査内容
① 「補助 対象者」	以下（1）～（4）のいずれかに該当する。 （1）県内市町 （2）県内地域の観光振興を目的として設立され、運営している市町の観光協会等 （3）県内市町と連携して事業を実施する任意団体 （4）県内に事業所を持つ法人もしくは県内に事業所を持つ複数の法人が共同して設立する団体 構成員や従業員等が香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。）第5条の2各号のいずれかに該当する団体ではない。 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではない。 団体は香川県税等を滞納していない。 上記（2）～（4）のいずれかに該当する場合、定款・規則・会則等を有している。 直近3事業年度分の会計処理を適正に行っている。
	瀬戸内海やアート、自然、歴史、文化、食など本県の豊かな地域資源を活用した、県内外の観光客が本県の夜の魅力を体験できるイベントである。
	開催時間が、日没後の時間帯を含む。
	補助事業を実施する年度内において、開催日数が、延べ6日間以上である。
	補助事業に取組む目的及びナイトコンテンツの主なターゲット層は明確である。
	補助事業終了後の翌年度以降3年間、継続して補助事業を実施するための計画を策定している。
	集客を図るための広報や交通アクセスの利便性を確保するための計画を策定している。
	広く一般の方が参加できる内容、場所等となっている。
	県内・県外の観光客それぞれの集客目標を設定し、その測定の方法を定めている。
	参加者の安全対策を講じている。
② 「補助 対象 事業」	宗教活動又は政治活動を目的とするものではない。
	他に国又は県からの補助を受けていない（受ける予定がない）。
	公序良俗に反しない。

審査項目	審査内容	
③ 「 補 助 事 業 区 分 」 ④ 「 事 業 内 容 」	③ 「 補 助 事 業 区 分 」	【新たに取り組む事業を、「新規事業」区分として応募した事業】 補助申請団体として新たに取り組むものであるか。
		【既に実施している事業を、「新規事業」区分として応募した事業】 事業内容の大半を見直し、かつ日程を大幅に拡充するものであるか。
		【既に実施している事業を、「ブラッシュアップ事業」区分として応募した事業】 事業内容について、一部見直したり、新たな内容を追加するもの、又は日程の拡充をするものであるか。
	1 企画内容	
	事業の場合 新たに取り組む	◆独自性が高く、新しい発想を取り入れることなどにより、県内外の観光客の誘致と滞在時間の拡大につながるものになっているか。
	事業の場合 既に実施している	◆内容を一部見直したり、新たな内容を追加したり、又は日程を拡充したりすることにより、一層、県内外の観光客の誘致と滞在時間の拡大につながるものになっているか。
	共通項目	◆瀬戸内海やアート、自然、歴史、文化、食など本県の豊かな地域資源を活用した、県内外の観光客が本県の夜の魅力を体験できるイベントになっているか。
		◆香川県等が実施する観光誘客キャンペーン（実施期間：令和2年10月～令和3年3月）と連携できるようになっているか。
		◆広く一般の方が参加できる内容、場所等となっているか。
		◆地元事業者との連携等により、会場周辺の商店街への誘客など、相乗効果や波及効果が見込めるようになっているか。
		◆補助事業に取組む目的及びナイトコンテンツの主なターゲット層は明確であるか。
	2 人員・組織体制	
	共通項目	◆人員・組織体制、業務実績等から判断して、事業の実施に必要な全ての業務が、円滑かつ適切に行われる内容となっているか。
	3 安全対策	
	共通項目	◆イベント会場及びその周辺の安全対策は万全であるか。 ◆参加者の傷害等、問題発生時の対策は万全であるか。

審査項目	審査内容	
④ 「事業内容」	4 誘客計画	
	共通項目	◆県内・県外の観光客それぞれについて、高い集客目標を掲げているか。
		◆県内・県外の観光客それぞれの来場人数の測定方法は、現実的かつ具体的か。
		◆様々な広報媒体を活用し、パブリシティ効果も期待できるような、より現実的かつ効果的な広報手段をとっているか。
		◆交通アクセスの利便性を確保するための計画は、広い地域からの集客を期待でき、現実的かつ具体的であるか。
	◆宿泊客に対する広報及び誘客の計画は、現実的かつ具体的であるか。	
	5 県外（外国人）観光客対策	
	共通項目	◆県外（外国人）観光客への広報、誘客活動及び受入体制の計画は、現実的かつ具体的か。
		◆補助事業終了後の翌年度以降3年間、県からの補助を受けずに、継続して事業を実施するための計画は、現実的かつ具体的であるか。
	共通項目	◆参加者へのアンケートを実施し、事業の検証を行うことについて、現実的かつ具体的であるか。
		◆事業内容に対して、妥当な経費が示されているか。
	共通項目	◆資金計画は現実的で適切か。

ナイトコンテンツ造成支援事業審査項目（第二次審査）

ナイトコンテンツ造成支援事業審査委員会において、①企画内容、②人員・組織体制、③安全対策、④誘客計画、⑤県外（外国人）観光客対策、⑥事業継続計画、⑦経費の7項目において、各審査委員が採点及び順位を付け、順位に応じた順位点の合計点数により採択優先順位を決定する。

審査 項目	評価内容	配点 (点)
①企 画 内 容	新たに取り組む事業の場合	
	◆独自性が高く、新しい発想を取り入れることなどにより、県内外の観光客の誘致と滞在時間の拡大につながるものになっているか。	10
	既に実施している事業の場合	
	◆内容を一部見直したり、新たな内容を追加したり、又は日程を拡充したりすることにより、一層、県内外の観光客の誘致と滞在時間の拡大につながるものになっているか。	10
	共通項目	
	◆瀬戸内海やアート、自然、歴史、文化、食など本県の豊かな地域資源を活用した、県内外の観光客が本県の夜の魅力を体験できるイベントになっているか。	10
	◆香川県等が実施する観光誘客キャンペーン（実施期間：令和2年10月～令和3年3月）と連携できるようになっているか。	
	◆広く一般の方が参加できる内容、場所等となっているか。	5
	◆地元事業者との連携等により、会場周辺の商店街への誘客など、相乗効果や波及効果が見込めるようになっているか。	10
	◆補助事業に取組む目的及びナイトコンテンツの主なターゲット層は明確であるか。	10
組織体制 ②人員・	◆人員・組織体制、業務実績等から判断して、事業の実施に必要な全ての業務が、円滑かつ適切に行われる内容となっているか。	5
対策 ③安全	◆イベント会場及びその周辺の安全対策は万全であるか。 ◆参加者の傷害等、問題発生時の対策は万全であるか。	5
④誘 客 計 画	◆県内・県外の観光客それぞれについて、高い集客目標を掲げているか。	5
	◆県内・県外の観光客それぞれの来場人数の測定方法は、現実的かつ具体的であるか。	5
	◆様々な広報媒体を活用し、パブリシティ効果も期待できるような、より現実的かつ効果的な広報手段をとっているか。	5
	◆交通アクセスの利便性を確保するための計画は、広い地域からの集客が期待でき、現実的かつ具体的であるか。	5
	◆宿泊客に対する広報及び誘客の計画は、現実的かつ具体的であるか。	5

審査 項目	評価内容	配点 (点)
人 々 観 光 客 対 策 ⑤ 県 外 (外 国)	◆県外（外国人）観光客への広報、誘客活動及び受入体制の計画は、現実的かつ具体的であるか。	5
⑥ 事 業 繼 續 計 画	◆補助事業終了後の翌年度以降3年間、県からの補助を受けずに、継続して事業を実施するための計画は、現実的かつ具体的な計画であるか。	5
	◆参加者へのアンケートを実施し、事業の検証を行うことについて、現実的かつ具体的であるか。	5
⑦ 經 費	◆事業内容に対して、妥当な経費が示されているか。 ◆資金計画は現実的で適切か。	5
合 計		100

ナイトコンテンツ造成支援事業応募申込書 チェックシート

1 法人・団体名及び事業の名称

法人・団体名
事業の名称

2 提出前に最終確認をしてください。

- ◆ 提出書類はそれぞれ必要部数全て揃っていますか（補助対象者区分により提出すべき書類が異なります。）。

- 応募申込書（様式第1）
- 応募事業の審査を受ける上で必要だと考えられる書類
- 事業計画書（別紙1）
- 収支計画書（別紙2）
- 「令和元年度事業等の実施状況・成果、課題」（別紙3）
※ 応募事業が団体として既に実施しているものである場合のみ提出。
- 誓約書（別紙4）
- ナイトコンテンツ造成支援事業応募申込書 チェックシート
- 団体のこれまでの取組実績が分かる資料
- 団体の定款、規則、会則等
- 団体の直近3事業年度分の決算状況を明らかにする書類
- 香川県税に未納がない証明書
- 登記事項証明書
- 県内市町の後援・協賛などの協力を受けている（受ける予定である）ことが分かる資料

◆ 事業計画書（別紙1）

- 補助金交付要綱第4条に掲げる要件は全て満たしていますか。
- 事業の目的は本補助金の趣旨に適ったものとなっていますか。
- 事業の実施日時・実施場所・実施日数は具体的に記入しましたか。
- 募集要領「事業計画書に反映させる要件」（別紙1）は全て反映されていますか。

◆ 収支計画書（別紙2）

- 交付を受けようとする補助金の額は、再計算し、間違っていないか確認しましたか。
- 各区分の金額や合計額を再計算し、間違っていないか確認しましたか。
- 収入の合計と支出の合計は一致していますか。
- 補助対象経費、補助対象外経費の区分は適正ですか。
- 補助対象経費の各区分の経費積算は、具体的な名称になっていますか。
※ 「雑費」、「諸経費」、「活動経費」の費目は認めません。